

遠野市水防隊動員計画

目 的

第1 気象注意報の通知を受けたとき、または大雨のおそれがあり、洪水を予想したとき、水災を警戒し、防ぎよし、被害を最小限度に止め、市民の生命、身体及び財産を守り、公共の安全を保持するため、水防隊員及び水防従事者（一般市民）を迅速に動員するため、この計画を立てる。

動員の種別

第2 この計画を最も迅速に且つ、確実にその目的を達するため動員を下記の種別に分け、これを有効適切に運用する。

- 1 警戒動員
- 2 第1次動員
- 3 第2次動員
- 4 その他の動員（居住者等の水防義務）

各種動員の時機及び方法

第3 警戒動員

- 1 各河川において水防団待機水位に達し、なお増水のおそれがある場合、水防隊長は、各地区隊長代理に対し、非常招集を命じ、情報連絡班及び哨警班を各々任務に就かせ資器材整備班及び避難誘導班を待機させる。

招集の方法は広報無線又は電話及び消防車による放送等をもって行う。

隊員は、上記の状況を予知したときは、命を待つまでもなく待機しなければならない。

- 2 警戒動員の編成は、別表4水防担当区域一覧表（P35・36）のとおりとする。

第4 第1次動員

- 1 各河川においてははん濫注意水位に達し、なお増水のおそれがあり、特に警戒の措置が必要と認められる場合、水害が予想される各河川の水防担当区域を担当する分団の全団員及び全車両を出動させ警戒、活動準備にあたるものとし、情報連絡班及

び哨警班を任務につかせ、資器材整備班及び避難誘導班に準備及び待機させるものとする。

なお、上記の状況を覚知した消防団員は命を待つまでもなく各分団及び水防本部に連絡し指示を受けるものとする。

2 第1次動員の編成は、別表4（P35・36）のとおりとする。

第5 第2次動員

1 第1次動員のみでは水災に対処することが困難と思われる場合に、遠野市消防団の全団員、全車両を出動させ各々の任務につかせるものとする。

2 第2次動員の編成は、別表第4（P35・36）のとおりとする。

第6 第3次動員（居住者等の水防義務）

1 法第24条を適用し、水防のためやむを得ない必要があるときに限り、区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防活動に従事させるもので、原則として年齢16歳以上の者の出動を要請する。

この場合、出動する市民は、適宜な水防用具及び資材を携行するものとする。